

# 令和2年度周南市地産地消推進協議会合同専門部会 次第

【日時】令和2年8月21日（金）14時～15時30分

【場所】周南市徳山駅前賑わい交流施設 交流室2

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 委員の自己紹介

## 4 議長の選出

## 5 議事内容

### （1）新たに実施する事業について

- ・周南市地産地消推進店等と連携した地域産品メニューフェア
- ・量販店等での地域産品フェア
- ・道の駅ソレーネ周南や直売所等との連携事業

### （2）新型コロナウイルス感染症拡大により 今年度中止となったもしくは実施未定の事業について

### （3）その他

## 6 閉 会



# 周南市地産地消推進店等と連携した地域産品メニューフェア

## 1. 概要

周南市地産地消推進店等（以下「推進店等」）の飲食店が「周南トマト」を使用したメニューを考案し、一定期間店舗で提供する。また、店舗で飲食した人に応募用紙を配布し、抽選でしゅうなんブランドをプレゼントする。

## 2. 目的

イベントを通じて推進店等の PR を行うことで、注目度を上げ、推進店等の利用促進を図る。同時に、各店舗において共通素材を設定することで、イベント性を高めるとともに、共通素材である「周南トマト」の PR 効果を高め、店舗及び市民に対し「周南トマト」の周知と利用促進を図る。

## 3. イベント実施期間

令和3年2月頃の1カ月間（冬春トマトの時期）

## 4. 具体的な事業内容

### ●メニューや提供方法等について

「周南トマト」を使用していれば、新メニューでも既存メニューでも構わない。店内飲食でもテイクアウトでもよい。提供する頻度や実施日については、店舗で設定可能。

また、飲食後にアンケート兼応募用紙に必要事項を記入してもらい、後日しゅうなんブランド認定品が当たる抽選会を行う。

### ●トマトの提供方法

周南トマトの流通促進のため、無償で提供。

市内指定場所まで一括で配送を行い、各店舗への引き渡しとする。

### ●参加店舗

10店舗を目標とする。

### ●予算

計 550,000 円

### ●スケジュール

8月：関係機関と協議

10月：募集、決定

11月：メニュー確定

12月：チラシ作成着手

1月：市広報への折込（予定）

2月：イベント開催

# 量販店等での地域産品フェア

## 1. 概要

市内量販店等において、「しゅうなんブランド」をはじめとする地域産品のPR及び販売を行う。商品のみでなく事業者も出店し、自ら販売等を行う。

## 2. 目的

- ・市民生活に直結した身近な場所（スーパー）を活かして展示・販売することで、より多くの方に「地域資源」を周知し、新たな発見や再認識を促す
- ・事業者に、消費者の反応を直に聞くことができる場を提供し、今後の商品開発や販売促進活動に活かしてもらう
- ・消費者に対して“モノとヒト”を通してPRすることで、商品に愛着を持ってもらい、継続した消費行動に繋げる

## 3. イベント実施期間

1 量販店あたり、令和2年10月から11月の間の土日  
詳細な日程は、出店希望調査により決定する。

## 4. 具体的な事業内容

### ●販売する商品

しゅうなんブランド認定品、周南ものづくりブランド認定品、その他市内産農林水産物を使用した加工品

### ●協議会ブース

しゅうなんブランド及び周南市地産地消推進店のPR

### ●出店者

上記商品の事業者を対象に出店希望を募る。

### ●予算

計 250,000 円

### ●スケジュール

8 月下旬：出展事業者の募集開始

9 月初旬：上記募集締め切り

9 月中旬：日程及び出店者決定

10 月～：イベント開催

# 道の駅ソレーネ周南や直売所等との連携事業

## 1. 概要

ふれあいプラザ須金で実施される秋のイベントに、協議会と道の駅ソレーネ周南が出店する (①)。

また、観光農園のオープンや須金梨ぶどう祭りの時期に合わせて、道の駅ソレーネ周南内に特設コーナーを作り、須金の特産品の販売及び観光農園等に関する情報発信を行う (②)。

## 2. 目的

市内の主要直売所であるふれあいプラザ須金と道の駅ソレーネ周南が連携することで、地域の活性化や、地域経済の循環及び地域間交流を図る。

## 3. イベント実施期間

①令和2年9月21日(月)

協議会の出店日は上記1日のみだが、ふれあいプラザ須金でのイベントは9/19～9/22の4日間開催される予定

②観光農園オープン前～2週間程度

## 4. 具体的な事業内容

### 【事業①について】

#### ●販売する商品等

- ・協議会ブース…しゅうなんブランド及び周南市地産地消推進店のPR、しゅうなんブランド認定品等
- ・道の駅ソレーネ周南ブース…市内産農林水産物を使用したオリジナル加工品等

#### ●イベント(景品あり)

市内産の野菜に関するクイズ等を予定

#### ●予算

計50,000円

### 【事業②について】

#### ●展示内容

- ・須金の特産品をまとめた販売棚づくり
- ・観光パンフレットの設置
- ・8/29(須金梨ぶどう祭り)の紹介
- ・生産者代表として、須金ぶどう梨生産組合長による梨ぶどうのPR掲示等

#### ●予算

0円

## 新型コロナウイルス感染症拡大により 今年度中止となったもしくは実施未定の事業について

### ◎流通・販売促進プロジェクト会議

- ・商談会（実施予定時期：未定）  
「しゅうなんブランド極」をはじめとする本市の特産品のPRのため、6月に都市部等で開催される商談会に出展する予定だったものが、開催中止。また、他の商談会についても、現在のところ開催未定。

### ◎地産地消普及・啓発活動推進プロジェクト会議

- ・いか・たこ祭り（実施予定時期：8月）  
いか・たこ祭り実行委員会の主催により、「周南たこ」をPRすることで「しゅうなんブランド」の周知を図るイベントを開催する予定としていたが、開催中止。
- ・鹿児島県出水市との友好都市連携（実施予定時期：9月、3月）  
本市及び本市と友好都市提携を結んでいる鹿児島県出水市との連携イベントを昨年度より実施しているが、9月の実施は中止。3月については、今後の状況を見て検討する。
- ・6次産業化・農商工連携フェスタ（実施予定時期：11月）  
例年、「周南ふるさとふれあい物産展」と同時に開催。「周南ふるさとふれあい物産展」の中止が決定したことを受けて検討した結果、本イベントも開催中止。

# 周南市地産地消推進協議会 令和2年度スケジュール

赤字: イベント

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		総会書面議決		ソレーネ周南や直売所等との連携事業							
					ふれあいプラザ須金でのイベント						
						量販店等での地域産品フェア					
						宇部フロンティア大学短期大学部商品開発					
								しゅうなんブランド申請期間		推進店申請期間	
										しゅうなんブランド及び推進店の審査、認定	
										推進店等と連携した地域産品メニューフェア	

**周南市地産地消推進協議会設置要綱 (平成25年4月1日要綱第8号)**

最終改正:平成29年3月31日要綱第35号

改正内容:平成29年3月31日要綱第35号 [平成29年4月1日]

○周南市地産地消推進協議会設置要綱

平成25年4月1日要綱第8号

**改正**

平成28年3月30日要綱第38号

平成29年3月31日要綱第35号

周南市地産地消推進協議会設置要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本市の、地域特性を最大限活かした旬と彩りにあふれる農林水産物の生産振興を図るとともに、生産者、流通業者及び消費者の連携を深め、地産地消推進運動を積極的に展開し、地域の食料自給力を高めるとともに、健全な食生活の普及及び地域の活性化を目的として、周南市地産地消推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

**第2条** 協議会は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 周南市の地産地消の促進計画に関すること。
- (2) 周南市の地産地消の推進店の認定に関すること。
- (3) しゅうなんブランド認定に関すること。
- (4) その他地産地消に関すること。

(組織)

**第3条** 協議会は、委員30人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 生産者及び生産者団体の関係者
- (3) 消費者団体の関係者
- (4) 公募により選出された者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門組織の設置)

**第7条** 協議会に第2条各号に定める事項の事業を推進するため、専門組織を設置することができる。

(庶務)

**第8条** 協議会の庶務は、地産地消担当課において処理する。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項については会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月30日要綱第38号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年3月31日要綱第35号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。